二　施行者の名称　北海道
二　都市計画道路事業三・三・三百四号南大通
三　事業施行期間　自平成二十三年五月十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十五号

次のとおり都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

二　施行者の名称　北海道
二　都市計画道路事業三・四・三号停車場通
三　事業施行期間　自平成二十三年六月十七日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十六号

次のとおり都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

二　施行者の名称　北海道
二　都市計画道路事業三・三・七号旭町通
三　事業施行期間　自平成二十年六月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十七号

次のとおり都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

二　施行者の名称　北海道
二　都市計画道路事業三・三・八号金星橋通
三　事業施行期間　自平成二十年六月二十四日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○北海道開発局告示第四十八号

次のとおり都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日　北海道開発局長　和泉　晶裕

二　施行者の名称　北海道
二　都市計画道路事業三・四・十四号西町通
三　事業施行期間　自平成二十二年七月二十六日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

官庁発表

官庁事項

九州地方整備局公示

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局山国川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成30年3月22日

九州地方整備局長　増田　博行

1　河川の名称　山国川水系山国川
2　廃川敷地等が生じた年月日　平成30年3月22日
3　廃川敷地等の位置　大分県中津市中央町一丁目794番3及び同県同市同町一丁目795番5
4　廃川敷地等の種類及び数量　土地812.51平方メートル

公告

諸事項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１３３４号

東京都渋谷区恵比寿西１丁目16番２号
債務者　株式会社ダダリノベート
代表者代表取締役　宮内　英克
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三枝　恵真
4　破産債権の届出期間　平成30年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月７日午後２時

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２号

相模原市南区相南１丁目２番２号　メゾンド東林間201号室
債務者　Ｙテクノロジーズ株式会社
代表者代表取締役　吉田　　敏
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢尾　覚史
4　破産債権の届出期間　平成30年４月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時30分

横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第９９５号

東京都港区南青山１丁目20番２号　乃木坂ビジネスコート２Ｆ
債務者　有限会社アイズ・コンプレックス
代表者代表取締役　伊東　保典
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　俊一
4　破産債権の届出期間　平成30年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２６号

東京都中央区日本橋蛎殻町１丁目26番４号
債務者　株式会社マンチェスター
代表者代表取締役　奥村　富一
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　正保
4　破産債権の届出期間　平成30年４月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月１日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部